

京都市上下水道局物品等の調達に係る随意契約ガイドライン

決定 平成15年10月29日

全部改正 平成17年 6月21日

改正 平成20年12月26日、平成25年7月31日、平成27年1月19日、平成27年4月27日、平成29年6月7日、令和5年6月29日、令和6年3月29日、令和7年4月22日、令和8年3月25日

- 1 京都市上下水道局における物品等の調達（工事に係る測量、設計等の委託を含む。）において、地方公営企業法施行令（以下「令」という。）第21条の13第1項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとする。
- 2 このガイドラインは、令和8年4月1日から実施する。

随意契約を行うことができる場合の基準	運用上の留意点
<p>1 少額の契約をするとき（令第21条の13第1項第1号）。</p> <p>2 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（令第21条の13第1項第2号）。</p> <p>(1) 特定の1者しか履行できないもの</p> <p>ア 特定の1者でなければ供給することができない物件の買入れ又は製造の請負に係る契約</p>	<p>・京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第27条に規定する額以下の額の契約であって、かつ、京都市上下水道局専決規程等に規定する契約に関する専決の額以下であること。</p> <p>・物件の買入れの場合は、買入れようとする物件を特定する合理的な理由があること。</p> <p>・工業製品等の既製品の購入の場合、製造者だけではなく販売代理店等を含めた販売ルートが1者に限定されていることを確認すること。</p> <p>・製造の請負の場合は、製造に要する技術その他の製造に必要な能力を有する者が1者に限られていることを確認すること。</p> <p>・美術品その他の代替品がない物品を購入する場合であっても、版画など同等品が流通している場合は対象外となること。</p> <p>・製造能力が他社に比べ優れているに過ぎない場合は、契約相手の選定手続として、プロポーザル、コンペなど比較優位であることを立証する手続をとること。</p>

<p>イ 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約</p> <p>(7) 契約の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもの</p> <p>(4) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報等、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの</p> <p>(7) 機器の保守点検、修理又は設置において、特殊な装備、部品等を要するため、他の者では実施することができないもの</p> <p>(エ) 機械設備、情報システム等の保守管理で、契約の対象となる設備、システムが他の設備、システムと接続しているため、接続する他の設備、システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できないもの</p> <p>(オ) 既存の機械設備、情報システム等と接続した設備、情報システム等の整備等で、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の者では履行し得ない役務の適用であることについて同業他者に確認するなど客観的に確認すること。 ・実績のある者が他にないこと又は実績が豊富であることのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならないこと。契約の確実な履行には実績の有ることが望ましい場合は、実績要件を入札参加条件として競争入札に付すこと。 ・排他的権利の対象を確認すること。 ・独自のノウハウ等の必要性については、他の者が別の手段（ノウハウ等）によって達成できないか確認すること。 ・具体的にどのような装備、部品が対象となるのかについて確認すること。 ・他の設備、システム等との一部設備の共有、ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・密接に関連していることによって故障原因の特定等が困難となること又は責任区分があいまいになることその他契約の目的達成が極めて困難となることが明確であること。 ・他の設備、システム等との一部設備の共有、ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・接続した既存の設備、システムの機能が損
--	--

<p>方が特定されるもの</p> <p>ウ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たす者が複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの</p>	<p>なわれるおそれについて具体的に明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的に応じ、必要な能力、履行の方法その他の条件を付すことについて合理的な理由があること。 ・条件を満たすことを確認した根拠を示すこと。 ・すべての条件を満たす者が他に存在しないことを確認すること。 ・埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していること及び契約締結の意向があることを履行する者に必要な条件とし、候補となる者全員についてそれぞれ条件を確認した場合において、すべての条件を満たす者が1者であれば随意契約をすることができること。試掘調査における掘削については、埋蔵文化財の特性及び歴史に関する知識が不要であるため競争入札に付すこと。
<p>エ 契約の相手方と締結した他の契約又は契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方についてあらかじめ予定していたことを示す文書が確認できること。 ・あらかじめ契約の相手方を予定することについて、合理的な理由があること。 ・一連の契約を連続して締結する必要があり、当初の契約の相手方を競争入札又は随意契約により決定した後、後続する契約についても当初の契約の相手方と随意契約を締結しようとする場合において、当初の契約の相手方の決定において後続する契約の履行に必要な経費の見積書を徴取して評価したうえで決定せずに、単に後続する契約は当初の契約の相手方以外の者は履行できないことを理由とするときは、契約の相手方の選定の過程が透明とは認め難いこと。当初から一連の契約の締結が予定され、いずれも同一の者

<p>オ 事務の委託先が法令等で定められているもの</p> <p>カ 土地購入、会場借用その他の契約の対象となる場所が特定されるために契約の相手方が特定されるもの</p> <p>(2) 契約行為そのものを秘密にする必要がある場合その他入札行為そのものが契約の目的達成の支障となるおそれがあるため、競争入札によって契約を締結することができないもの</p> <p>(3) 著作物等の再販売価格維持制度が適用されるもの、切手、印紙等の額面金額をもって購入するもの、チケットによる乗用車庸車契約その他の価格競争が成立しないものなど価格競争性がないもの</p> <p>(4) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の</p>	<p>による履行が適正と考えられる場合については、当初の契約において複数の契約の相手方の候補者から後続する契約の履行に必要な経費の見積書についても徴取して評価する総合評価競争入札又はプロポーザル若しくはコンペを実施すること。</p> <p>・調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要であり、後続する契約についてデータ等の保有を理由に契約の相手方と随意契約しなければならないことが予想される場合は、当初の契約において、後続する契約は競争入札が可能となるよう、当初の契約の相手方に契約の履行により取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要なデータを提出させて後続する契約の相手方に提供すること。</p> <p>・採用試験問題等の印刷が対象となる。</p> <p>・法令の規制により料金が定められているもののほか、現に価格競争が成立していないことが明確であればよい。</p> <p>(対象となる契約)</p> <p>・契約の相手方の能力、技術、センス、経験</p>
---	---

<p>要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの</p>	<p>に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格以外にもいくつかの条件を設ける必要がある場合であっても、条件を満たした者のうち最も低い見積価格を提示した者と契約しようとする場合は、必ずしも随意契約ができる場合に該当しないことに注意すること。このような場合には、価格以外の条件を入札参加資格として設定し、競争入札を実施することができるかどうか検討すること。 （契約の相手の選定方法等） ・ 複数の候補を比較して契約の相手方を決定すること。 ・ 契約の相手方の決定について透明性を高めるため、比較する項目及び比較項目の評価方法その他の契約の相手方を決定するための基準、方法等について定め、あらかじめ契約の相手方の候補となる者に示すこと。 ・ 事業の企画と実施を併せて契約しようとする場合その他具体的な基準、方法等についてあらかじめ定めることが困難な場合であっても、評価のポイントなどを候補となる者にあらかじめ示すこと。 ・ 高い費用効果を得るため、価格を契約の相手方決定の重要な要素とすることが望ましい。したがって、企画、提案等の募集においても価格においても競争が行われるよう配慮し、見積書を提出させ、価格を比較すること。 ・ 価格については、見積価格が予算の範囲内となるよう、予算上限額、契約基準額などとしてあらかじめ契約の相手方の候補となる者におよその枠を示して差し支えない。
--	---

<p>(5) 契約の履行の前に契約価格を確定させることが困難な契約で、かつ、あらかじめ単価を定めることも困難なもの</p> <p>(6) シルバー人材センターとの間の利用契約に付随するものとしてシルバー人材センターの会員と業務委託契約を締結するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用地補償に係る調査業務のほか契約の相手方となる者が中小零細業者以外に無く、特定の者と該当業務全体を対象とする単価契約を締結することが困難な場合を含む。 ・シルバー人材センターとの間で利用契約（令21条の13第1項第3号による随意契約）を締結するに当たっては、あらかじめシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約に同意しておくこと。
<p>3 社会福祉施設の支援を目的とする契約をするとき（令21条の13第1項第3号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が規程第27条に規定する額を超える額の契約をするときは、規程第27条の2に規定する公表の手続を行う必要があること。 ・物品の買い入れの対象は、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所若しくはこれらに準じる者として市長の認定を受けた者、又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（市長の認定を受けたものに限る。）でその施設に使用される者が主として生活困窮者であるものに限られること。 ・役務の提供の対象は、次のものに限られること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所又はこれらに準じる者として市長の認定を受けた者 ② 母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦 ③ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるもの <ul style="list-style-type: none"> ・印刷は、売買契約の性格も併せ持つ製作物供給契約であるため、令21条の13第1項

<p>4 新商品又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として管理者が認める者と新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約をするとき（令21条の13第1項第4号）。</p> <p>5 緊急の必要により入札に付すことができない契約をするとき（令21条の13第1項第5号）。</p>	<p>第3号に規定する物品の買入れに含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの会員と業務委託契約を締結するに当たり、シルバー人材センターとの間で利用契約を締結する場合も含まれること。 ・予定価格が規程第27条に規定する額を超える額の契約をするときは、規程第27条の2に規定する公表の手続を行う必要があること。 ・令第21条の13第1項第4号の規定を根拠とする随意契約は、第2号の規定にも適合していることから、契約決定の際に掲げる根拠法令は、第4号と第2号の両号に掲げること。 ・入札に付する時間の有無は、自然災害又は事故若しくは故障（以下これらを「災害等」という。）の程度、市民生活への影響等を総合的に考慮して、京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱第3条第1項の規定を踏まえ、災害等の都度、判断する。 ・単なる事務作業の遅れによって競争入札に付すために必要な期間を確保できなかった場合は、緊急の必要があるとは認め難いこと。 ・原則として、複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較すること。ただし、災害等発生時の応急的な措置や、突発的事態に起因する設備、車両等の修繕を緊急に要する場合において、見積価格の算出に当たり現場確認等が必要で、かつ、当該現場確認等に費用が発生することが明らかな場合等、規程第27条の4ただし書に規定する特別の事情に該当するときはこの限りでない。 ・適正な見積価格を得られるよう価格交渉等（コストについて積算を行い、当該積算と提出された見積書を突合して当該見積書の内容を精査したうえで、価格交渉又は当該見
---	---

<p>(1) 法令の規定等により履行期限が確定するもので、調達しようとする物品等の仕様、数量等が確定し契約依頼が可能となったときから履行期限までの間に、入札執行に必要な期間を確保することが不可能なもの</p> <p>(2) 災害等における災害復旧工事、救援物資の緊急調達等を行うに当たって入札に付する時間がないもの</p> <p>(3) 常時稼動状態にある車両、機器等の修繕において、緊急に行わなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>(4) 清掃、警備、保守管理、リース等の継続的な履行を求める契約において、履行が開始されないとき又は中断したときに競争入札により新たな契約を締結するまでの間、緊急に契約しなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>ア 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときにおいて、予定価格の範囲内で随意契約を締結することができないとき、又は落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結することができないとき。</p>	<p>積書の再提出依頼をすることをいう。以下同じ。)をしたうえで、契約を締結すること。</p> <p>・業務上の著しい支障の有無については、予備車・予備機器の状況、修繕期間、その間の市民サービス、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。したがって、事故や故障をもって、直ちに随意契約ができるものではないこと。</p> <p>・継続的な履行を求める契約であっても、履行されないことによる影響が大きく、やむを得ない場合に限ること。</p> <p>・原則として、競争入札によって新たな契約の相手方を決定するまでの期間における緊急避難措置であること。当然ながら、当該期間において代替手段を確保することが可能であれば随意契約しないこと。</p> <p>・競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときにおいて、予定価格の範囲内で契約を締結したときは、令第21条の13第1項第8号に該当する随意契約となる。</p> <p>・落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結したときは、令第21条の13第1項第9号に該当する随意契約となる。</p>
--	--

<p>イ 契約の相手方の倒産等により契約を維持できなくなったとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき（令第21条の13第1項第6号）又は著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある契約をするとき（同項第7号）。</p> <p>(1) 既存の契約に引き続き契約を締結する場合において、当該既存契約の履行のみに使用するための機材の購入、設備の設置等の初期投資に要した経費が既に既存契約による対価の支払いによって償却済みであって、新たな契約において当該機材又は設備を活用することが可能なため、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、複数年にわたり減価償却することを前提とした契約については、債務負担行為の設定又は京都市長期継続契約に関する条例に基づき、競争入札により複数年にわたる契約を締結すること。 ・当初契約の締結時においては契約終了後に同様の契約の締結を予定していなかったにもかかわらず、契約終了後に再度同様の契約を締結する必要が生じた場合に限られること。 ・印刷契約において、前年度契約業者等が印刷版を所有している場合であっても、予定価格の積算が不明確な場合は、著しく有利な価格で契約を締結できることを証明できないため、直ちに随意契約ができる場合に該当するものではないこと。ただし、変更箇所がない増刷の場合は、随意契約することができる。 ・印刷契約において、再び同様の内容の印刷物の発注を行う可能性が高い場合は、発注時に、可能な限り、契約の相手方からDTP（Desk Top Publishingの略で、デザイン、編集、版下作成及び製版の工程をパソコンと組版ソフト等を使用して行うことをいう。）データ等の中間生成物を提出させ、イラスト・写真・デザイン等の著作物についても本市に譲渡させるようにすること。 ・調査、検査等について、以前に同様の調査等の契約を締結した相手方が、成果物として以前の契約における当該調査等のデータを
---	--

<p>(2) 以前に締結した同様の契約のためのみに使用された資材、デジタルデータ等を所有する者があり、新たな契約においてそれらの資材等を活用することができる場合であって、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。</p> <p>(3) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。</p> <p>(4) 現に契約履行中の製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。</p> <p>(5) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。</p> <p>(6) 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合で、既に必要な知識、能力等を有している特定の者があり、この者と契約を締結する場</p>	<p>所有していても、当該調査等のデータが、本来は本市へ提出させるべきものである場合は、当該調査等のデータの保有を理由とする随意契約はできないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく有利な価格（おおむね市場価格より2割以上割安であること。市場価格の上下幅が大きい場合は、市場価格の平均価格よりも2割以上割安であって、かつ、最も有利な価格であること。）であることが証明できること。 ・市場価格が判然としない場合は、複数の他の者の見積価格と比較すること。 ・単に割安な価格で契約できる見込みがあるだけでは不利とまではいえず、経費のほか契約の目的の達成が不十分になるなどの不利益が生じるおそれがある場合が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・知識等の具体的な内容、取得等に必要な期間の目安及び知識等が契約の履行に不可欠な理由を明確にすること。 ・必要な知識等を現に有している者が他にいないことが明らかであること。 ・知識等の取得が極めて困難であって、他に取得しようとする者が皆無であれば令第21条の13第1項第2号に該当し、知識等を
--	---

<p>合は所要の期限内に所要の成果を得て履行が完了する見込みがあるが、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の成果を求めるときは知識等の取得に相当の期間が必要なため履行期限を所要の期限内において設定することができず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないなど本市にとって不利となることが明らかであるとき。</p> <p>7 競争入札に付し入札者がいないとき(令第21条の13第1項第8号前段)又は落札者が契約を締結しないとき(同項第9号)。</p>	<p>取得しようとする者はあるが、取得には相当の期間、費用等を費やす必要がある場合が本号に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に必要な知識等を有していない者では、所定の期日に履行を開始し、若しくは完了できず、又は所要の成果を得られないと推量することについて合理的な理由があること。 ・知識等の取得に要する経費が節減できていることを確認するため、他の2以上の者から徴取した見積価格と比較し適正な範囲内の価格であることを証明すること。見積価格の差が少ない場合その他経費の節減効果が明確に現れないときは、事業スケジュールの見直しを検討するなど競争入札の実施の可能性について再度検討すること。 ・複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、適正な見積価格を得られるよう価格交渉等したうえで、競争入札における予定価格の制限の範囲内において契約を締結すること。複数の契約の相手方の候補者から見積書を徴取することが不可能又は極めて困難な場合においても、必ず価格交渉等を行うこと(ただし、価格交渉又は見積書の再提出依頼を行うことにより、当該契約の内容に適合した履行を確保できなくなると認められる場合又は落札者が契約を締結しないときにおいて落札者以外に予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者が存在(最低制限価格又は低入札調査基準価格を設定した場合には、その価格以上のときに限る。)し、その者と契約を締結する場合は、この限りでない。) ・書類不備により入札無効となった場合などにおいて、無効な入札を行った者(最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を下回る入札により失格となった者を除く。以下同じ。)との交渉については、見積り合せ等により同一の条件で交渉を行い、新たに書類の提出を求めることなどにより、要件を満たし
---	---

<p>8 再度の入札に付し落札者がいないとき(令第21条の13第1項第8号後段)。</p>	<p>ていること(競争入札参加停止がないことを含む。以下同じ。)を確認できるときに限り、契約を締結すること。</p> <p>・交渉を行う順序は、次の①～④のとおりとする。</p> <p>① 再度入札において、予定価格を超過する入札を行った者(当初無効な入札を行った者を除く。以下「予定価格超過者」という。)のうち予定価格に最も近接する金額の入札を行った者(ただし、総合評価競争入札による場合は、総合評価点又は評価値が最も高い者)と交渉を行うこと。条件を満たす者が複数いる場合は、それらの者と見積み合せ等により同一の条件で交渉を行うこと。</p> <p>② ①で契約締結に至らなかった場合は、予定価格超過者のうち①の次順位の者と交渉を行い(同額又は同点の場合は①後段に準じる。)、以後、契約締結に至らなかった場合は、更に次順位の者と交渉する手順を繰り返すこと。</p> <p>③ 予定価格超過者のいずれとも契約締結に至らなかった場合は、再度入札の辞退者と、当初入札の金額が低い順(総合評価競争入札による場合は、総合評価点又は評価値が高い順)に交渉を行うこと。</p> <p>④ ③で契約締結に至らなかった場合は、無効な入札を行った者と、見積み合せ等により同一の条件で交渉を行い、新たに書類の提出を求めることなどにより、要件を満たしていることを確認できる場合に限り、契約を締結すること。</p>
---	---

○運用上の注意等

- 1 特定の者との随意契約を行う場合であっても、適正な価格で契約を締結することができるよう、価格交渉等を行うこと。
- 2 複数の者から見積書を徴取する場合においても、最も低い見積価格を提示した者のほか、複数の者と価格交渉を行うこと。この交渉が継続している間は、競争が適正に行われるよう、見積書の提出を求める相手に対しては、他の見積書の提出を求める相手の名称等を明らかにしないこと。ただし、契約の相手方の決定について透明性を高めるために、数回の見積書の徴取を経た後の最終的な見積書の徴取に当たっては、全員を一同に集めたいうで一斉に提出させて差し支えない。

なお、価格交渉の際は、交渉の相手方となる複数の者に対して同一の条件を提示すること。
- 3 随意契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合は、当該契約を締結する前に予定価格（契約予定金額の基準を示す価格をいう。契約予定金額の基準として予算上限額、契約締結希望金額その他の予定価格以外の名称により契約の相手方の候補者に示す価格及び価格交渉の際に契約の相手方の候補者の譲歩を促すために提示する価格を含む。以下同じ。）を公表することができる。この場合において、予定価格は、公表しようとする時において契約の相手方の候補者となっている者全員に対して公表すること。
 - (1) プロポーザル方式、コンペ方式その他の複数の契約の相手方の候補者のうちから契約の相手方を選定しようとする場合において、予定価格の範囲内で履行可能な内容、方法又は期間その他の契約の条件を提示させ（提示する条件による契約の履行に必要な見積価格を提示させる場合を含む。）、最も有利な条件を提示した者と契約を締結しようとするとき。
 - (2) 複数の契約の相手方の候補者に対して、リバースオークションその他のせり下げ方式による価格交渉を行い、最も低い価格を提示した者と契約を締結しようとするとき。
 - (3) 競争的交渉方式（複数の契約の相手方の候補者との間で、価格、履行の内容その他の契約の条件について交渉を行って契約の条件を決定する契約の締結方法をいう。）により契約を締結しようとする場合において、契約金額に関係する内容の交渉のため、契約の相手方の候補者に対し、本市の予定価格の積算根拠、予定価格に対応する履行内容の設定の理由その他の予定価格に関する内容を提示する必要があるとき。
 - (4) 契約の相手方の候補者と契約金額について交渉しようとする場合において、当該候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか予定価格を公表することが本市にとって有利であると判断できるときその他管理者が必要と認める場合。
- 4 提出を受けた見積書について、コストについて積算を行い、当該積算と突合して内容を精査した結果、価格交渉又は見積書の再提出依頼を行わなかったときは、契約の決定において、当該提出を受けた見積書による価格が合理的であると判断した理由について記載又は添付すること。

- 5 価格交渉又は見積書の再提出依頼を行ったときは、契約の決定において交渉等の経過の記録（交渉日、交渉相手方、交渉結果等）を記載し又は添付すること。

- 6 政府調達に関する協定（WTO協定）その他の国際約束の適用対象となる契約については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の適用はなく、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号の規定が適用されるため、このガイドラインの基準よりも随意契約が可能な場合が更に限定されることに注意すること。